

東かがわ市告示第30号

東かがわ市要保護児童対策地域協議会設置要綱を次のように定める。

令和6年3月21日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市要保護児童対策地域協議会設置要綱

東かがわ市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成17年東かがわ市告示第66号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき設置する東かがわ市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1） 支援対象児童等（法第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見、適切な保護及び適切な支援を図るための協議に関する事。
- （2） 支援対象児童等の実態の把握に関する事。
- （3） 支援対象児童等に関する情報交換並びに関係機関等との連携及び協力に関する事。
- （4） 支援対象児童等に対する支援策を推進するための広報及び啓発活動の推進に関する事。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、支援対象児童等の支援に関する事。

（協議会の会長）

第3条 協議会に会長を置き、会長は市民部長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、教育部長がその職務を代理する。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表第1に掲げる関係機関により構成する。

- 2 協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

（調整機関）

第5条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、市民部こども家庭課を指定する。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

（代表者会議）

第6条 代表者会議は、別表第1に掲げる関係機関の代表者（以下「代表者」という。）で組織する。

- 2 代表者会議は、関係機関の円滑な連携を図るため、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 支援対象児童等の支援に関する方法及び体制等の検討
- （2） 実務者会議から受けた活動状況報告の評価
- （3） 前2号に掲げるもののほか、支援対象児童等の支援に関し必要な事項

- 3 代表者会議は、会長が年1回又は必要に応じて招集し、会長がその議長となる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、代表者以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、別表第2に掲げる者で組織する。

2 実務者会議は、支援対象児童等のための活動を実際に行っている者の知識及び経験を支援対象児童等の支援に関する施策に反映させるため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) すべてのケースについて定期的な状況の確認、主担当機関の確認、支援方針の見直しの共有等
- (2) 定期的な情報交換及び個別ケース検討会議で課題となった事項の更なる検討
- (3) 支援対象児童等の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な把握
- (4) 支援対象児童等の対策を推進するための啓発活動
- (5) 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

3 実務者会議は、調整機関の長が招集し、会議の座長は調整機関の長が指名した者とする。

4 前条第4項の規定は、実務者会議において準用する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、別表第1に掲げる関係機関のうち、当該支援対象児童等について直接関わりを有する担当者及び今後関わりを有する可能性があるもので構成する。

2 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関等が現に対応している支援対象児童等についての危険度及び緊急度の判断
- (2) 支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認
- (3) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- (4) 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- (5) ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
- (6) 前号で決定した主たる支援機関を中心とした実際の支援、支援方法、支援スケジュール(支援計画)等の検討
- (7) 次回の会議(評価及び検討)の確認

3 個別ケース検討会議は、必要に応じ随時開催するものとし、主たる担当機関又は調整機関が招集する。

(秘密の保持)

第9条 法第25条の5の規定に基づき、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議に出席した者は、協議会の職務に関し知り得た個人情報等を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第6条関係）

区分	関係機関名
児童福祉関係	香川県子ども女性相談センター
	児童家庭支援センターけいあい
	東かがわ市社会福祉協議会
	東かがわ市民生委員児童委員協議会連合会
	東かがわ市地域子育て支援拠点
	東かがわ市放課後児童クラブ
	児童発達支援センターあすなる
	市民部福祉課
	市民部こども家庭課
保健医療関係	大川地区医師会
	香川県助産師会
	香川県東讃保健福祉事務所
教育関係	香川県立香川東部支援学校
	東かがわ市内の高等学校
	東かがわ市内の小・中学校
	東かがわ市内の認定こども園
	東かがわ市教育委員会（教育総務課、保育教育課、生涯学習課（少年育成センター））
警察・司法・人権擁護関係	東かがわ警察署
	香川県弁護士会
	高松法務局
	総務部人権推進課
配偶者からの暴力関係	香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）
その他、代表者会議において適当と認める者	

別表第2（第7条関係）

香川県子ども女性相談センター職員
香川県東讃保健福祉事務所職員
東かがわ警察署職員
香川県弁護士会職員
児童家庭支援センターけいあい職員
教育委員会教育総務課職員
教育委員会保育教育課職員
市民部こども家庭課職員
その他、協議会構成機関の職員のうち実務者会議において適当と認める者